

## 会社名の領収証発行について

GoTo トラベル事務局より下記の通達があり、GoTo トラベル事業の割引を受けた場合、会社名の領収証は発行できなくなりました。（**追記：11/5 以前にご予約受付されたご宿泊は会社宛名の領収書発行できます。**）

会社名の領収書が必要な場合は、割引前の宿泊代金をお支払いいただき、同額の領収証を発行いたします。

GoTo トラベル利用のお客様より領収証の発行を依頼された場合は、以下の対応を取りますのでご了承下さいませ。

- 旅行者様より領収証等に会社名を記載するように求められる場合については、宿泊施設は旅行者に対して会社名の領収証の発行を拒否することができます。
- 会社名の領収証等が必要な場合は、割引前の宿泊代金を支払って頂きそれと同額の会社名の領収証等を発行し、未使用の地域共通クーポンの返却を求めます。

- 地域共通クーポンを既に使用しており、返却が困難な場合  
Go To トラベル事務局に対し、当該旅行者の情報を報告し、事務局よりお客様へ直接同額の請求が行きます。
- 予約サイト等において、宿泊前に既に宿泊代金を支払っている場合は、領収証を発行する事もできません。  
ご予約時にご確認をお願いいたします。

ご理解ご協力の程お願い申し上げます。